

職業病と労災補償・損害賠償における 「じん肺管理区分」の意味・機能 - 最近の裁判例を対象として -

柳 澤 旭

<目 次>

- I はじめに
- II 三菱重工（下関造船所）事件（平成26.9.24労判1114号76頁）について
 - 1 事実の概要
 - 2 判旨
- III 本判決の検討
 - 1 本件事案の特徴—じん肺管理区分決定とじん肺り患との関係
 - 2 安全配慮義務違反
- IV じん肺「管理区分決定」の法的意味とそれが果たす機能
- V おわりに

I はじめに

（一）「原告側の勝訴確定 三菱重工下関じん肺訴訟 提訴から7年半」（2015年11月3日山口新聞）という新聞記事が、同日各紙朝刊のニュースとして掲載された。最高裁が三菱重工の上告を棄却し元従業員に対する賠償が確定したという内容である（同日、毎日新聞、朝日新聞）。下関造船所で働いていた下請・孫請企業の従業員らがアスベストによりじん肺（アスベスト肺）に患したとし三菱重工を相手に安全配慮義務違反による損害賠償を求めたものである。

この事件のほか最近、アスベストに関連する以下のような内容の新聞記事が目立つ。例えば、毎年掲載されるとおりであるが、紙面一面を使って「アスベスト労災事業一覧」を業種ごとに事業場名と労災認定件数等について全国を網羅し公表する内容である（2015年12月17日、朝日新聞朝刊）。当然

のことであるが山口県の状況も具体的数字（会社名、労災認定数）として上げられている。また、「石綿、国に賠償命令 大阪地裁<国に責任>3例目」（2015.1.23朝日）、「建設業者 初の賠償命令 石綿訴訟 9社、販売続け被害 京都地裁」（2016.1.30朝日）、「建設石綿訴訟 国も企業も救済に動け」（2016.2.1 朝日・社説）などがある。

（二）職業病である「粉じん」のばく露に起因する「じん肺」被害による訴訟（じん肺訴訟）は、まず、石炭鉱業に従事した退職労働者が企業（元使用者）を相手に賠償請求するケースとして現れた。じん肺訴訟は個別労働者の訴訟として行われていたが、元炭鉱労働者が提訴して集団訴訟として争われたのが「**長崎じん肺訴訟事件**」であった。同訴訟は、1985（昭和60）年の地裁判決を一つの契機として、**最高裁判決（最三小判平成6.2.22）**により新たな判例法理が形成された。さらに石炭じん肺訴訟は使用者のみならず国を相手に規制権限不行使、労災防止責任を追及する方向へと展開していくこととなり、これも最高裁判決（「**筑豊じん肺訴訟**」**最三小判平成16.4.27**）で国の責任が確定し新たな判例法理が形成された。炭鉱の閉山により石炭鉱業は消滅するが、炭鉱閉山以降、元炭鉱マンによる「じん肺訴訟」が提起されたものである。

（三）石炭じん肺訴について判例法理が形成されたところで、同じく「じん肺訴訟」として争われることとなったのが「**アスベスト（石綿）**」によるアスベスト肺（じん肺）を含む重篤な職業病について責任追及であった。アスベスト関連疾病は、1995（平成17）年のいわゆる「クボタショック」を一つの転機として、労働者やその家族、工場周辺住民にその被害の深刻さが次第に認識されるようになる。アスベスト疾病に関する訴訟も企業さらに国の責任を追及するという展開を辿り、国の規制権限の不行使責任を認めた最高裁判決（**最一小判平成26.10**）によりアスベスト疾病についての企業や国の責任についての判例法理が形成されることとなった¹⁾。

1) 近時の最高裁判決である「大阪泉南アスベスト国賠事件」（最1小判平成26.10.9）について、柳澤旭「労働者のアスベストによる健康障害と国の責任」本誌63巻5号（2015年）201頁以下、またアスベスト関連疾患の特質から生じる退職労働者の労働基本権（団交

(四) このような「じん肺訴訟」に関する判例法理が定着している中で、本件事案である「三菱重工（下関造船所）事件」は、判例法理に照らしていかなる意味を持つのであろうか。この点が新聞記事を読んでまず注目すべき点であった。本件事案を見る限り下請・孫請労働者に対する安全配慮義務については、これまでの判例法理に照らして、特に問題となるケースではない。本件ケースの特徴は、元従業員労働者の石綿ばく露とその程度という事実関係が争われたこと、そして石綿じん肺の疾病についてその進行状況を示す「じん肺管理区分」（行政認定）の医学的価値が争われたという点で特徴があるケースである。

以下、事案と判決を概要したうえで、「じん肺訴訟」についてのこれまでの判例法理に照らして重要な法的論点を確認しつつ（Ⅲ）、「じん肺管理区分」の持つ意味についてその法的意義と機能について検討したい（Ⅳ）。

Ⅱ 三菱重工（下関造船所）事件（平成26.9.24労判1114号76頁）について

1 事実の概要

本件は、被控訴人（一審被告）Yの設置するS造船所内で下請ないし孫請会社の従業員として船舶建造・修繕の労務に従事していた労働者とその遺族である控訴人（一審原告）Xらが、YのS造船所における労働に起因して「じん肺症」に罹患したとして、Yに対して、債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である。

(1) 当事者

Yは、船舶・艦艇の建造、修理その他産業機械等の製造、修理、販売等を業とする会社であり、S造船所を保有し、各種船舶の建造、修理等を行っている。

控訴人Xら（X1ないしX6）は、YのS造船所で下請ないし孫請の従業

権）行使についての法的問題点について、同「アスベスト（石綿）にばく露した経歴を持つ退職労働者の団体交渉権」。本誌64巻・3・4号（2015年）137頁、同「退職労働者のアスベスト（石綿）による健康被害と使用者の団交応諾義務」中労時報1197号（2015年11月号）10頁以下。

員として労務に従事した者であり（A, B, C, Eの4名であり、BおよびEは死亡している）、その内訳は、X1（A）、亡Bの訴訟承継人（X2, X3, X4）、X5（C）、X6（亡Eの相続人）らである。

(2) Xらの就労期間等

Yにおける下請労働者らの就労期間は、16年から36年に及び、じん肺管理区分は、管理2（X1）から管理4（E）（平成18年、19年決定）となっており、死亡した元下請労働者の年月日は、平成20年（E）、平成24年（B）である。（労働判例1114号77頁参考表1参照）

(3) 造船所におけるXらの作業実態

造船作業は、ブロック組立てからエンジン・機械類の据付、居住区制作取付けを経て船が完成し引き渡されるまでの間、複数の作業が重層的に行われる。造船技術の進歩・改善に伴い「総合組立方式」が採用されて大規模の造船工程作業の短縮と集約化が行われるようになった。これにより、同一作業現場で複数の職務の労働者が同時並行して作業に携わる「混在作業」という作業形態が採られている。

(4) Xらの主張

Xら下請従業員らは長期間（16年ないし36年）にわたってYのS造船所構内でアスベストを含む「粉じん作業」に従事していたものであるところ、元請企業Yと構内作業に従事する下請企業従業員Xらとの間には、雇用契約に準ずる特別な社会的接触の関係があり、YはXら下請従業員を事実上指揮監督していたものであるから、YはXら下請従業員に対しても信義則上の安全配慮義務を負うべきであると主張し、債務不履行ないし不法行為に基づく慰謝料等の支払い（一律3520万）を求めて提訴した。

(5) 本件の争点

(1) Y社のXら下請従業員に対する安全配慮義務の存否およびYの義務違反の有無、(2) Xらの「じん肺」り患の有無（特に、管理区分決定およびCT画像の評価）、(3) XらのS造船所における作業環境（当該作業の就労期間・「粉じん」ばく露の程度等）、(4) Xらの損害である。

(6) 一審判決（山口地下関支判・平成23.6.27労判1114号115頁）と本件控訴審における争点

一審は、Xらの主張を斥けてその請求を全て棄却した。一審判決の特徴は、争点(3)および(2)の判断に基づいて結論を出したことに特徴がある。すなわち(3) Xらの作業環境は、酸化鉄粉じんや、アスベスト粉じんのばく露自体は否定されないものの、いずれも「じん肺り患を推認させるほどの高濃度曝露とは認められない」とした。また、(2) Xらのじん肺り患の有無について、じん肺の「管理区分決定」は、「エックス線写真による判断基準」よりも「CT画像診断」によるもののほうが信用性が高いと評価した上で、複数の医師が、「CT画像にじん肺所見が認められない」としていることから、Xらの「じん肺」のり患を否定した。一審判決の特徴は、このようにエックス線写真により既に認定されているXらの「管理区分決定」によるじん肺り患を否定したところにある。争点(3)および(2)の判断において、Xらの「じん肺」り患（「管理区分2」という決定）を認めない以上、本体の主張である(1)および(4)については否定されることとなる。

以上から、控訴審（本判決）における争点は、先に見たように、まず(1) Xらのじん肺り患の有無（管理区分決定によるじん肺り患の評価、CT画像による診断の評価、高濃度のアスベスト「粉じん」のばく露等）、(2) Xらの就労歴と「じん肺」との因果関係、(3) Y社のXらに対する安全配慮義務の有無（YとXらの関係、Yの負う安全配慮義務の内容および義務違反の有無）、(4) 損害（一律請求の当否）である。

2 判旨

(1) Xらの「じん肺」罹患の有無

(1) 「じん肺」は、粉じんを吸収することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病であり（じん肺法2条1項1号）、症状を根治する治療法はなく（不可逆性）、粉じん作業を離れても進行し（進行性）、肺機能が停止して死に至ることもある（重篤性）。「アスベスト（石綿）肺」は、アスベ

ト粉じんを吸引することによって呼吸細気管支および肺胞に病変が起こり、肺に「びまん性繊維増殖」をもたらす疾患である。アスベスト肺は、アスベスト粉じんばく露中止後も進行する。アスベスト関連疾病は他にもあり「中皮腫」は20年ないし50年経過して発症することもある。

じん肺法に基づく「じん肺管理区分制度」は、じん肺の適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることによって、「労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする労働行政上の法制度であって（じん肺法1条）、損害についての責任を明確にして公平に負担させることを目的とする民事訴訟制度とはその趣旨目的がことなる。このことからすると、じん肺法に基づく管理区分決定を受けたものであっても、そのこと自体から、直ちに、民事訴訟において、じん肺り患の事実を認めるべきであるとはいえない」。

(2) 「じん肺管理区分制度」は、多角的総合的な結果に基づいて健康管理の措置の必要性を判断する制度として、じん肺り患の有無およびその病状の程度を正確に判断するについて「高度の信用性」が認められることから、「管理区分2」以上の決定を受けたものは、それを覆す特段の事情のない限り、「じん肺」にり患していることが推認されると認められる。臨床審査基準に照らして管理区分の決定を受けた場合、CT画像所見でアスベスト肺り患の所見が認められないとしても、そのことをもって直ちにじん肺にり患しているという推認が覆るものではない。

(2) Xらの就労歴とじん肺との因果関係

Y社のS造船所においても。船舶一般におけるアスベストの使用状況と同じくアスベスト含有の保温断熱材（平成2年ころまで）や内装材（昭和60年代初めまで）が使われており、造船所の各作業において、アスベスト粉じんばく露の危険は相当あった。このような作業環境の中で、Xらは各自の就労期間にわたって、日常的にアスベスト粉じんにばく露していたことを認めることができる。Xらは、「長期期間にわたってアスベスト粉じんにばく露する機会が継続していたと認められ」、「Xらのじん肺の原因として、S造船所

内の粉じん以外の原因が存在することを認めるに足りる証拠はない」。Xらのじん肺り患は、「S造船所の労働に起因する粉じんばく露によるものであることを推認できる」（因果関係あり）。

(3) 元請企業の安全配慮義務と義務違反の有無

(1) 労働関係における安全配慮義務は、元請企業と下請および孫請会社の従業員の関係のように直接の契約関係がない場合においても認められる場合がある（最三小判昭和50.2.25民集29巻2号143頁）。同義務が生じるためには、各当事者がある法律関係に基づいて、信義則上の義務を肯定するに足りる特別な社会的接触関係に入ったといえることが必要である。この関係を認めるには、元請企業が下請労働者に対して、作業の遂行に関する指示・管理を行うことにより「人的側面について支配を及ぼしていること」、また、作業環境を決定するなど「物的側面について支配を及ぼしていること」を要する。Yは、その設置するS造船所内において、Xら下請従業員に対して作業の指示・管理を行っており（人的側面）、Xらが作業を行うに際してYの調達した工具、設備、材料、資材等を用いていたこと（物的側面）から、Yと下請従業員Xらは特別な社会的接触の関係に入っているということができ、YのXらに対する安全配慮義務が認められる。

(2) Yの安全配慮義務の内容について

じん肺症が不可逆性、進行性の疾患であり、じん肺の一つである「アスペスト肺」も徐々に症状が進行して呼吸機能が著しく低下して、呼吸不全に陥る場合があり被害が重大（重篤性）であることなど、「じん肺」ないし「粉じん」についての知見を踏まえて「じん肺法」および関係法令が制定されている。Yは、遅くとも「じん肺法」が施行された昭和35年以降は、じん肺り患やその増悪を防ぐため、「その当時実践可能な最高の工学的技術水準に基づいて、粉じん発生ないしばく露の防止・抑制を主体とするじん肺防止策を実施して、粉じん作業従事者の生命・健康を保護すべき安全配慮義務を負っていたというべきである」。Yでは作業場所の換気が十分に行われていなかったこと、平成10年まで下請従業員らに対して「防じんマスク」の支給

もしていなかったこと等から、Yが十分なじん肺防止策を実施したとはいえず、Yの安全配慮義務違反が認められる。

(4) 損害について

Xら下請従業員は、「各々管理区分決定を受けているから、その管理区分に相当する損害が生じていることを推認できる。すなわち、損害額（慰謝料額）については、じん肺の管理区分決定を重要な指標とするのが相当である」。じん肺法は、2から4まで管理区分し、粉じん作業の軽減（管理区分2）、粉じん作業以外への作業転換（同3）、療養（同4）として健康管理措置を定めている（じん肺法20条の3、同21条、同23条）。これは、「管理区分に相当する病状に基づく損害に対する法的評価が異なって然るべきことを示しているというべきである」。（Xらの一律請求を否定する論拠）。したがって、じん肺の病像の進行性、不可逆性、重篤化して死に至ることもあるという精神的苦痛の大きさを考慮して、損害額は、基本的に各自の「管理区分」に応じて評価する（管理区分2について、1000万円、同3について、1300万円、同4及び死亡者について、2500万円）。

Ⅲ 本判決の検討

1 本件事案の特徴—じん肺管理区分決定とじん肺り患との関係

本件の一審判決は、じん肺管理区分の決定を受けた労働者のじん肺り患を否定したものであり、はじめに述べたようにこのような判断はこれまでみられなかったものであり特異の判断といえる。一審を否定した本判決と、Yの上告を棄却した最高裁決定は、「じん肺管理区分決定」により、粉じん作業に従事してきた労働者の「じん肺」のり患を認めることを前提にどうか、当然のこととして損害賠償義務の有無を論じてきた。両者の関連について、このような判断方法を採用するのがこれまでの多くの下級審判例であった。本件における両判決を分けたのは、じん肺の病状である「管理区分」（行政決定）についての評価である。本判決は、医学的な知見に基づく「じん肺」の病像について、管理区分決定の持つ意義を法的に評価したものであり、「じん肺」

り患を認める結論は妥当なものである。しかしやや理解しがたいところもある。そこで本稿においては、本件事案の特徴である「じん肺管理区分」についての法的論点のいくつかを取り上げ検討することを主な目的とする。

その前に、判旨の争点判断に即して、はじめに安全配慮義務（内容、義務違反、損害など）についての判断をみることにしたい。これらの争点と判断について、これまでの判例法理に照らして特に問題とすべき点はないように思われる。そこでまず、安全配慮義務の内容（元請・下請関係、法令との関係、損害額の根拠）等、いくつかの点を確認することから始めたい。

2 安全配慮義務

(1) 元請・下請関係における安全配慮義務

元請と下請関係における安全配慮義務について、本件と同様に造船所における下請の従業員の死亡が争われたケースとして、「サノヤス・ヒシノ明昌事件」大阪地判平成23.9.16（労判1040号30頁）がある²⁾。事案は、造船所において修繕ドックの作業に従事していた労働者が「中皮腫」により死亡した事案である。死亡した労働者の遺族が、石綿ばく露により中皮腫に罹患したとして安全配慮義務違反による損害賠償を求めたものである。同事件判決は、元請と下請労働者との関係について、直接の労働契約関係にはないが、ある法律関係に基づいて「特別な社会的接触の関係」に入った当事者間の信義則上の義務として認めたものである。同判決も本判決と同様に、「陸上自衛隊八戸車両工場事件」（最三小判昭和50.2.25民集29巻2号143頁）を引用して、元請会社は下請労働者に対して実質的に使用者と同様の支配を認めて安全配慮義務の存在とその違反を認めた。下請労働者に対する元請会社の安全配慮義務（長年の騒音作業による難聴）を認めた最高裁判決として、「三菱重工神戸造船所事件」（最一小判平成3.4.11労判590号14頁）があり、「下請労働者」が事実上、「元請会社」の指揮監督を受け作業内容も元請会社の

2) 本件について、柳澤旭「労働者の石綿（アスベスト）ばくろによる死亡と労災補償・安全配慮義務」本誌61巻3号（2012年）35頁以下で、下請企業労働者に対する元請会社の安全配慮義務と関連判例について検討している。

労働者と同じであったことから安全配慮義務の認められる「特別な社会的接触の関係」を認めた。前掲「サノヤスヒシノ明昌事件」も本件判決（「三菱重工（下関造船所）事件」）と同じく、アスベストばく露による疾病（中皮腫、じん肺）の安全配慮義務違反であるが、特別な社会的接触の関係について、本判決は、「人的側面」および「物的側面」に分けて認めているが、その具体的な内容についてはこれまでの判例と同じである。

(2) 安全配慮義務の内容と法規

本判決が、安全配慮義務の内容について、法規（じん肺法）における義務内容に即して認めている。このことは、「安全衛生法規」と「安全配慮義務」との関連の不可分性を認める判例として注目される。前掲「サノヤスヒシノ明昌事件」は、労安衛法上の義務である①作業環境管理（労安衛法65条の3）、②作業条件管理（同71条の2）、③健康管理（同69条）を上げて義務内容に取り込み、本判決も、じん肺法による管理区分決定に基づく措置（作業軽減、配置換、療養等）について損害額の評価と関連させているが（判旨4）、これらの使用者の措置は、労働者の病状増悪の防止、健康管理という安全配慮義務の内容となることを否定するものではないであろう³⁾。

労働者の生命・健康という最重要の法益を確保すべき安全配慮義務の内容について、本判決は、「その当時実践可能な最高の工学的技術水準に基づいて、粉じん発生ないしばく露の防止・抑制を主体とするじん肺防止策を実施して、粉じん作業従事者の生命・健康を保護すべき安全配慮義務を負っていたというべきである」として、当然ながら、当時における最高の技術水準による高度の内容を求めている。Yが、日本における「大企業」であることを特に意識しているところもあろうが、労働者の安全配慮義務（生命・身体の安全、健康の確保）については、国における労働条件保護立法（労基法、安衛法）による規制内容と同じように、「できるかぎり速やかに」、技術進歩、最新の医学的知見等に適合したものにすべきである（「大阪泉南アスベスト

3) 安全衛生法規と安全配慮義務との関係について、柳澤旭「労働災害の法理—労災防止と労災補償」荒木誠之先生米寿祝賀論文集『労働関係と社会保障法』（2013年、法律文化社）79頁以下、とくに90頁以下。

国家賠償事件」最一小判平成26.10.9判時2241号3頁)。この点でも、本判決の安全配慮義務の内容と程度については、最近の最高裁判決とともに注目される⁴⁾。

Ⅳ じん肺管理区分の法的意義とそれが果たす機能

1 じん肺管理区分（行政決定）と民事裁判との関係について

(一)「じん肺管理区分」と「じん肺り患」の有無すなわち両者の関係についての判断に関して、判旨1(1)は、「管理区分決定」の持つ意味について、行政上の制度としての意味と民事訴訟制度における意味を区別する。しかしその意味が分かりにくい。じん肺にり患しているという事実の認定について、両者に違いがあるとはどう意味なのか。民事訴訟においては責任論と関連することから、じん肺にり患しているかどうかは、業務との因果関係（業務起因性、相当因果関係）という観点から行政決定とは異なり、より厳格な判断が求められるという意味であろうか。しかし、それは業務に関連して疾病にり患しているかという事実の問題ではなく、Yの責任論（義務違反）の評価判断に関わる問題ではなからうか。

判旨1(2)において、じん肺管理区分制度は、多角的総合的な結果に基づいて健康管理の措置の必要性を判断する制度として、「じん肺」り患の有無およびその病状の程度を正確に判断するについて「高度の信用性」が認められるとする。「管理区分2」以上の決定を受けたものは、それを覆す特段の事情のない限り、じん肺にり患していることが推認されると認めている。そのうえで、XらのYにおける就労歴と「じん肺」り患との因果関係を認めている（判旨2）。そうすると、Xらの「管理区分決定」による「じん肺り患」という事実と、Yの責任を問う前提としてのYでの就労との因果関係の問題とは区別されているのであり、管理区分の行政制度と民事訴訟における違いを一般論として論じることの意味は理解しがたい。「じん肺管理区分決定」

4) この点について、柳澤・前掲「労働者のアスベストによる健康障害と国の責任」本誌63巻5号（2015年）217頁以下。

がなされているにも関わらず、Xらの「じん肺」り患を否定する一審判決の特異の判断を否定したことは肯定できるが、以上の論理には理解しがたいものがある。

(二) 一方で判決は賠償額における一律請求を認めずに、Xらの「管理区分」に応じて評価しているが(判旨4)、管理区分を法的な評価に用いることに一貫性が無いようにもみえるのである。管理区分の重症度(2, 3, 4, 死亡)に応じて、損害額を算定するのは確定した判例(「**長崎じん肺訴訟**」**最三小判平成6.6.22民集48巻2号441頁**)であり、管理区分と死亡した場合とを区別して賠償額を算定することも判例として確定したものとなっている(「**筑豊じん肺訴訟**」**最三小判平成16.4.27民集58巻4号1032頁**)。また、管理区分決定は、「時効論」とも不可分に結びついていることから(前掲・最高裁二判決)、改めて「管理区分決定」のもつ法的意味を整理し確認する意味はある。本判決は、この問題を検討する契機にもなる。

(三) 判決は、じん肺「管理区分に相当する病状に基づく損害に対する法的評価が異なって然るべきことを示しているというべきである」として、Xらの一律請求を否定する論拠としている(判旨4)。このことから、本判決は、じん肺の病像の進行性、不可逆性、重篤化して死に至ることもあるという「精神的苦痛」の大きさを考慮して、損害額は、基本的に、そのじん肺管理区分に応じて評価することが妥当であるとする。じん肺管理区分によって損害額を区別するのがこれまでの判例の傾向であった。前掲・「**長崎じん肺訴訟**」は一審判決から最高裁判決まで「じん肺管理区分」による損害賠償の違いを認めてきた。本判決も同様の判断を採るものとみることもできよう。しかし、判旨4のように、「じん肺管理区分」を病状の重篤性の違いに結びつけて損害額を算定することの妥当性、すなわち「法的評価が異なって然るべき」とする、このような理由を用いて管理区分決定を損害額の評価基準に取り入れることを積極的に理屈つけた判決はなかったように思われる。損害の算定が裁判官の裁量が大きな慰謝料であること、じん肺やアスベスト関連疾患の進行性、不可逆性、重篤化して死に至るという疾病の特質からする精神

の苦痛の慰謝料は一律であるべきか、管理区分ごとに評価すべきか、なお検討すべき問題であろう。

(四) 本件における原告らの主張が一律請求であることの意味は軽々に考えるてはならない。じん肺訴訟における原告らの管理区分に関わらない一律請求の意味は次の点にあったことを改めて確認しておきたい⁵⁾。じん肺にり患していることは、病状の特質(進行性、不可逆性、重篤化し死に至る可能性。長期間による疾病の発生と重篤化という変化)を基本にして主張されたものである。この疾病および病状の認識から、じん肺にり患している元労働者(さらに死亡した元労働者の遺族)の精神的苦痛に違いは無い。したがって一律請求にその妥当性・正当性を主張するものであった。さらに、既に労災認定を受け労災補償給付を受給している場合に、慰謝料額から既に受給した労災補償給付を控除させないための一纏請求であった。このような趣旨での一律請求の主張は判例では認められてこなかったと言えるが、なお理論的には検討する意義はあると言ってよい。

2 じん肺管理区分とその法的意味

(一) 本判決にみるように「じん肺管理区分」について、損害賠償額(慰謝料)の基準として用いているのが判例の傾向である。そこで「じん肺法」に基づく「じん肺管理区分」の持つ意味を「じん肺法」に基づき概観しておく。

「じん肺法」の目的は、じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することにある(法1条)。同法による保護の対象は、粉じん作業に従事するため、じん肺に罹患し、又はその症状が悪化するおそれのある労働者等である。じん肺症の予防および健康管理のために労働者の健康状態を医学的に判断しその結果(り患の有無、疾病進行の程度)を記録したものが「じん肺管理区分」決定であり、その時々診断結果は、労働者が所持する「健康管

5) この問題について、柳澤旭「職業病と損害賠償」荒木還暦記念「現代の生存権」(1986年、法律文化社)431頁以下。

理手帳」に記載されて、将来にわたってその者の予防、健康管理（労働者に対する保護措置）の重要な基礎資料となる。

「じん肺管理区分決定」を申請できるのは、事業者及び労働者等であり（法15条、16条）、管理区分決定の通知は、労働者等及びその使用者である事業者に対して行われる（法15条3項、16条2項、14条1項、2項）。じん肺管理区分決定によりなされる各種健康診断の義務付けや健康管理等の措置の対象者である労働者等の健康増進のために事業者や政府に課されている義務に対応する健康管理等の措置として、例えば、「じん肺管理区分決定」（管理3・合併症）に伴う事業者の義務として、労働者の粉じん作業以外の「作業への転換」の促進を目的とした「転換手当」の支払義務などがある（法22条）。

（二）管理区分決定と労災補償との関係は、じん肺管理区分が「管理4」と決定された者又は「管理2若しくは3と決定された者で合併症に罹っていると認められた者」から労災保険給付の請求があった場合は、管理区分決定通知書等を確認の上、決定の根拠となった健康診断を行った日にじん肺症を発病したものとみなして労災認定が行われる（認定基準について、平成15.1.20基発6120003号）。

以上のように、「じん肺管理区分」というものが、労働者の疾病の予防および健康管理の基本となる医学的な資料であるとともに、労災補償認定の基準ともなっているのである。さらに、本件判決にみるように、この「じん肺管理区分」の決定による疾病の進行の程度は、損害賠償（慰謝料額）の算定にも利用されているのである。また次にみるように、「時効論」（時効進行の起算点）にも用いられているのである。そうすると「じん肺管理区分」という労働者のじん肺症の医学的診断は、①労働者の疾病予防および健康管理の措置、②労災認定の基準、③損害賠償の額の算定基準、④時効論（起算点）というそれぞれ趣旨を異にする四つの法的制度ないし法的判断の基準として、きわめて多様に使われていることが確認できるのである。

（三）上記③の損害賠償額の認定基準に關しての代表的な判例は、「長崎じん肺訴訟事件」一審判決（長崎地佐世保支判昭和60.3.25判時1152・44）で

ある。同判決において、「じん肺管理区分決定」が損害賠償請求権の時効論と損害額のありかた（被害の程度・内容）に用いられた。この一審判決は、各自にとって最も重い行政決定（管理2, 3, 4）をもって時効の進行・起算点としたことによって、これまでの時効論の壁を大きく前進させたと評価されるものであった。また「じん肺管理区分」によって損害賠償額（慰謝料）が異なるとして算定した。この判決以降、じん肺管理区分の持つ意味は、時効の起算点と損害賠償額の算定に用いられるという法理は定着していくこととなった（上記③と④時効論）。

この一審判決の判断は、「長崎じん肺訴訟事件・最高裁（最三小判平成6.2.22民集48巻2号441頁）」でも維持された。各自にとって「最も重い」（最重症）という管理決定の意味は、「死亡を含む管理区分4」の該当者が最も高い賠償額が認められることとなる。このような論理は、「じん肺管理区分4」も「死亡も」最も重い症状と認定され、管理区分4あるいは死亡の時から時効が進行することとなる⁶⁾。

（四）しかし最重症の認定から生存期間は不確定であり、被災者によって10年以上生存して死亡することも疾病の進行性・不可逆性から生じ得る事実である。そこでこの問題を解決するには、じん肺管理区分の段階認定（最重症・管理区分4）と死亡とを別個の損害（質的に異なる損害）として区別してとらえる必要がある。

このことを明確に述べたのが、前掲「筑豊じん肺訴訟」（最三小判平成16.4.27労判872号5頁）最高裁判決である。訴訟において最も重い「管理区分4」の認定を受けてから10年という時効期間は、被災労働者が生存している場合の法理であり、死亡した場合は別途、死亡の時から時効の起算点とな

6) この最高裁判決について、柳澤旭「安全配慮義務違反によるじん肺患者の損害賠償請求権と消滅時効の起算点」（1995年）『労働判例解説集 第1巻』（2009年、法律文化社）367頁。事案は異なるが、これらの判決における時効の起算点と異なり、当事者の主観的認識を重視した判決に「国（じん肺・北海道）事件」（平成22.3.26労判1009号49頁）があり、その判断内容は判例法理における位置づけは特異なものである。同判決について、柳澤「安全配慮義務違反・規制権限不行使と損害賠償における消滅時効」本誌59巻6号（2011年）75頁。

る（時効期間が進行する）とする最高裁判決による法理が確定している。

じん肺症の進行性・不可逆性・重篤性という疾病の特徴は、病状の生前の進行状況（管理区分2, 3～4）と「死亡」とでは、その損害は質的に異なるものがあるからである。じん肺に係る債務不履行による損害賠償請求の時効問題は、疾病の特質に照らした新たな法理が打ち出されて法的に確定し今日に至っている。

（五）じん肺管理区分決定の持つ意味は、以上のように法的には多様な意義と機能を持たせられている。近時の判例において、「じん肺管理区分」とその決定についてのこれまでにない問題が争われたケースがある（「じん肺管理区分決定取消し請求（福岡労働局長）事件」（福岡地判平成25.12.10 LEX/DB文献番号25502651。福岡高判平成27.4.16 LEX/DB文献番号25540268）。この事案は、原告Xが、処分行政庁（福岡労働局長）に対し、じん肺法15条に基づき、じん肺管理区分の決定に関する申請をしたところ、処分行政庁から、じん肺管理区分の「管理1」（じん肺の所見がないと認められるもの）に該当する旨の決定を受け、これを不服として、裁決行政庁（厚生労働大臣）であるYに対し審査請求を行った。これに対して裁決行政庁から審査請求を棄却する旨の裁決を受けたため、Y（控訴人）国に対し、(1) 前記処分及び裁決には、判断を誤った違法及び理由不備の違法があるとして、これらの取消しを求めるとともに、(2) 理由不備の違法によって精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償金の支払を求めた。

原審は、原告Xは、じん肺（石綿肺）に罹患しているものと認められ、少なくとも「じん肺管理区分の管理2には該当する」と解され、原Xには「じん肺の所見がない」と判断して「管理1」とした本件決定を取り消し、裁決の取消請求は却下し、その余の請求を棄却した。判決は、Xは、じん肺（石綿肺）に罹患しているものと認められ、肺内には不整形陰影が存在するのであるから、少なくともじん肺管理区分の管理2には該当すると解されるので本件決定は、「じん肺の所見がない」と判断して、管理1と決定したことは違

法であるとした。

このように原審は、Xの請求を一部認容したが、原告Xが原審口頭弁論終結日後、原判決言渡期日前に一番原告Xが死亡したため、Yが、原告適格を基礎づける法律上の利益が一身専属的であることから訴訟は当然に終了する等と主張して、被Yが控訴したところ、Yの本件控訴は、本件各訴訟が一番原告Xの死亡により当然に終了しているから理由があり、原判決を取消して本件各訴訟について訴訟終了を宣言することとした。

本件事案は、管理区分をめぐる法的事案について、前記法的問題（①ないし④）とは異なった特殊なケースともいえる。しかしながら、両判決において、じん肺法の目的、法に基づく労働者保護（発症予防と健康管理）の措置（前記①の問題）や、じん肺管理区分と労災補償認定の問題（同②）について詳細に論じられており、管理区分の持つ意味とそれが法的判断において果たす機能について検討すべき論理を内包しており別途、検討の必要がある。

V おわりに

2011年3月11日の東日本大震災および東電・福島第一原発崩壊から5年経つ。被災後の日常生活を生きる人達（労働者を含む生活主体）にとって、「大震災と社会法の課題」（日本労働法学会誌120号2012年）において指摘された問題が、この5年間にどれだけ具体的に解決されたのか具体的に検証されなければならない⁷⁾。本稿との関連についていえば、アスベスト被害・アスベスト関連疾患の危険性は、放射線被害と同様の問題をもつ。原発事故関連作業

7) 同学会誌には社会法（労働法と社会保障法）の観点から、「大震災と労働法」（早川智津子）、「大震災と被災者の生活保障」（嵩さやか）、「原発労働者と労働安全衛生」（佐藤正明）のテーマで基本的な問題が論じられている。関連する論考として、萬井隆令「原発労働者と電力会社の労働者保護責任」季刊労働法245号（2014年）121頁以下と引用文献参照、濱口桂一郎「原発作業員の安全衛生は守られているのか」POSSE12号（2011年）132頁。作業員が描いたリアルな漫画本、竜田一人『いちえふー福島第一原子力発電所労働記（1）』（講談社、2014年）がある。東日本大震災から5年目経つことから原発関連作業に従事する労働者の記事も目立つ。「もがく福島の中で 廃炉『誰かがやらんと』九州からの作業員たちは」（2016.3.5朝日新聞夕刊）、「<福島原発事故> 廃炉作業員不足 協力企業の5割が懸念」（2016.3.7毎日新聞）。

に従事する労働者の放射線被ばくによる健康障害と、壊れた建物等の瓦礫撤去作業に伴うアスベスト飛散・ばく露という問題は、ともに労働者と近隣住民を何十年という長期間にわたり健康障害をもたらす危険がある。労働者の生命・健康を確保することは「労働法と社会保障法」（社会法）の譲れない存在根拠である。

労働関係から不可避免的に発生する職業病の予防（事前の防止）と補償・賠償（事後の補償・賠償）との問題は、本来、労働者の主体的な取り組みによって事実的にも法的にも解決を目指すべきであろう。その担い手である労働組合とその組合活動による労働災害に対する取り組みがなかなか見えてこない。このような現状を反映しているといつてよいのが司法、裁判所による判断である。とりわけ、1975年（昭和50年判決・自衛隊八戸整備工場事件）から、2014年（平成26年・大阪泉南アスベスト国賠事件）に至るまでの最高裁の判例の動向は、労働災害から労働者を保護する方向で展開してきたと評価できる内容である。本判決に対する最高裁の判断もこのような動向における中の一つのケースである。しかしこのような判例の流れは、労働組合活動の衰退の状況化において、労働法の適用・解釈における裁判所におけるプロレーバー（労働者保護）という方向での妥当性が際立って見えるということでもあろう。

（本稿は、九州大学社会法判例研究会（2015年11月24日）における筆者の報告と討論をもとに執筆したものである。）

*澤 喜司郎教授の経済学部定年退職をお祝いするとともに、これからも益々のご健勝を祈念いたします。澤先生とは、15年近くも4階の研究室が隣であり、ほとんど毎日、早朝から夕方まで研究室におられたことが特に記憶に残っております。また勤務後、湯田温泉街での歓談（湯田の帝王、澤さんという別名もありました）にもお付き合いいただいとも楽しく懐かしい思い出となっております。また研究の面では、澤教授ほか編著『経済社会と港湾』（2004年、パールロード）に執筆を依頼されて、拙稿「港湾労働政策

「港湾労働法の成立・改正にみる労働政策の展開」(同書45頁以下)を苦勞して書いたことも思い出です(その後、同様の問題を扱った論考として、濱口桂一郎「港湾労働の法政策」季刊労働法239号2012年がわずかあるだけです)。定年後は「書齋で自分の著作集を見ながら、のんびりと過ごしたい」と、かつて言われていたことが日常として実現されることを祈念いたします。